

新市建設計画変更に係る新旧対照表

項目	変更後（新）	変更前（旧）	理由
<p>表紙</p>	<p style="text-align: center;"><b>新市建設計画</b></p> <p>平成17年2月 武雄市・山内町・北方町合併協議会 平成25年9月変更 武雄市</p>	<p style="text-align: center;"><b>新市建設計画</b></p> <p>武雄市・山内町・北方町合併協議会</p>	<p>変更の追加</p>

新市建設計画変更に係る新旧対照表

項目	変更後（新）	変更前（旧）	理由
<p>p.3 I. はじめに 2. 計画策定の方針</p>	<p>③計画の期間 ・合併後<u>15</u>年間の計画とします。</p>	<p>③計画の期間 ・合併後<u>10</u>年間の計画とします。</p>	<p>対象期間の延長</p>
<p>p.39 VII. 財政計画 1. 財政計画</p>	<p>本財政計画は、新市の<u>15</u>年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。 計画策定にあたっての主な前提条件は以下のとおりです。</p>	<p>本財政計画は、新市の<u>10</u>年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。 計画策定にあたっての主な前提条件は以下のとおりです。</p>	<p>対象期間の延長</p>
<p>(1) 前提条件について</p>	<p>①平成18年度から新市の財政とし、平成<u>32</u>年度までの<u>15</u>年間の財政計画を普通会計ベースで算出しています。 ②<u>今後</u>も厳しい財政状況が予測されるため、緊縮型の財政運営を行うこととします。 ③平成<u>24</u>年度決算見込額を基本とし、歳入と歳出が一致した健全な財政運営を行うこととします。 ④推計に当たっては、1市2町の中期財政計画及び新市の<u>総合計画</u>を参考にしています。 ⑤人口推計は、主要指標の見通しに基づいています。 ⑥国、県に係る財政支援措置、合併特例債に係る影響額を加算しています。</p>	<p>①平成18年度から新市の財政とし、平成<u>27</u>年度までの<u>10</u>年間の財政計画を普通会計ベースで算出しています。 ②<u>合併後</u>も厳しい財政状況が予測されるため、緊縮型の財政運営を行うこととします。 ③平成<u>16</u>年度決算見込額を基本とし、歳入と歳出が一致した健全な財政運営を行うこととします。 ④推計に当たっては、1市2町の中期財政計画を参考にしています。 ⑤人口推計は、主要指標の見通しに基づいています。 ⑥国、県に係る財政支援措置、合併特例債に係る影響額を加算しています。</p>	<p>対象期間の延長</p>

新市建設計画変更に係る新旧対照表

項目	変更後（新）	変更前（旧）	理由
<p>p.40 （２）歳入 について</p>	<p><b>【地方債】</b> 新市建設計画に基づく事業に対する合併特例債は、普通建設事業を対象とし、上限額（１７３億円）を算入しています。また、ソフト事業を対象とした基金造成のための合併特例債は上限額（１９．２億円）とします。</p>	<p><b>【地方債】</b> 新市建設計画に基づく事業に対する合併特例債は、普通建設事業を対象とし、上限額（１７３億円）の<u>２分の１</u>（８６．５億円）を算入しています。また、ソフト事業を対象とした基金造成のための合併特例債は、上限額（１９．２億円）とします。</p>	<p>上限額の制限の 撤廃</p>
<p>p.42,43 歳入歳出</p>	<p><u>別紙参照</u></p>	<p><u>別紙参照</u></p>	
<p>p.32,33 資料編 Ⅱ 財政計画 策定資料 １．合併の 効果</p>	<p>（１）財政計画と合併しない場合との歳入・歳出の比較（平成１８年度～平成<u>３２</u>年度） <u>別紙参照</u></p> <p>（２）合併後<u>１５</u>年間の歳入・歳出の合計額の内訳 <u>別紙参照</u></p>	<p>（１）財政計画と合併しない場合との歳入・歳出の比較（平成１８年度～平成<u>２７</u>年度） <u>別紙参照</u></p> <p>（２）合併後<u>１０</u>年間の歳入・歳出の合計額の内訳 <u>別紙参照</u></p>	<p>対象期間の延長 財政計画の更新 対象期間の延長 財政計画の更新</p>

